

通勤災害の認定基準について

1 通勤の定義

地方公務員災害補償法第2条第2項及び第3項により、通勤とは、職員が、勤務のため、

①住居と勤務場所の往復

②複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動（無許可兼業等に係る移動については除く。）

③単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動を合理的な経路及び方法により行うことをいいます。

2 通勤の範囲

(1) 勤務のためとは

勤務に就くため、又は勤務を終了したことにより行われる移動（勤務と密接な関連性をもって行われるもの）をいいます。

勤務のための移動（通勤）に該当する事例	勤務のための移動（通勤）に該当しない事例
<ul style="list-style-type: none">・通勤の途中で作業衣、定期券等、勤務又は通勤に関係あるものを忘れたことに気づき、これを取りに戻る場合・交通途絶、スト等の交通事情により、許可を受けて引き返す場合・公務災害の対象となるレクリエーションに参加する場合・次の勤務時間までの間に相当の間隔がある場合において、住居との間を移動する場合・単身赴任者が月曜日からの勤務に備え、日曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合	<ul style="list-style-type: none">・出勤途中で自己都合により引き返す場合・休日等に勤務公署の運動施設を利用するため住居と勤務公署との間を移動する場合・任意参加の親睦会等に参加する場合・勤務終了後相当時間にわたり私用を弁じた後帰宅する場合・単身赴任者が日曜日の私的な用事のため、土曜日に帰省先住居から赴任先住居に移動する場合（勤務日が月曜日の場合）

(2) 住居とは

職員が居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか、勤務の都合その他特別の事情がある場合において特に設けられた宿泊場所などをいいます。

住居と認められる事例	住居と認められない事例
<ul style="list-style-type: none">・家族と共に生活している家等、通常勤務のための出勤の始点・通常の勤務のために、又は長時間の残業早出出勤等に備えて設けた宿泊場所・交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等・家族が長期入院し看病する必要がある場合の病院	<ul style="list-style-type: none">・地方出身者の一時的帰省先・家族と共に郷里の実家に行き、そこから出勤する場合の当該実家

(3) 勤務場所とは

職員が職務を遂行する場所として、指定を受けた場所をいいます。

勤務場所と認められる事例	勤務場所と認められない事例
<ul style="list-style-type: none">・ 通常の勤務の提供の場所（通常の勤務公署、外勤職員の外勤先）・ 公務災害の対象になるレクリエーションの場所	<ul style="list-style-type: none">・ 同僚との懇親会、同僚の送別会の会場

(4) 合理的な経路とは

住居と勤務場所の移動、複数就業者の就業の場所から勤務場所への移動及び単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動において、社会通念上、一般的に職員が用いると認められる経路をいいます。

合理的な経路と認められる事例	合理的な経路と認められない事例
<ul style="list-style-type: none">・ 通勤届による経路・ 通勤届による経路ではないが、通常これと代替することが考えられる経路・ 経路上の道路工事等、当日の交通事情によりやむを得ず迂回する経路・ 事故、スト等の場合の代替輸送機関による経路・ 通常の経路を少し離れた場所にある便所に行く経路・ 自動車通勤の者がガソリン補給のためにガソリンスタンドに立ち寄る経路・ 共働きの職員が子供を託児所に連れて行く経路	<ul style="list-style-type: none">・ 交通事情によらず、著しく遠回りとなる経路

(5) 合理的な方法とは

住居と勤務場所との間の移動、複数就業者の就業場所から勤務場所への移動及び、単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居との間の移動において、社会通念上、一般的に職員が用いると認められる方法をいいます。

合理的な方法と認められる事例	合理的な方法と認められない事例
<ul style="list-style-type: none">・ 電車、バス等公共交通機関を利用する場合・ 自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む。）、自転車等を使用する場合・ 徒歩による場合	<ul style="list-style-type: none">・ 運転免許を受けていない者の運転する自動車を利用する場合・ 飲酒運転又はそれを知りながら同乗する場合

3 通勤における逸脱と中断

「逸脱」とは、通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれることをいい、「中断」とは、合理的な経路上において、通勤の目的から離れた行為を行うことをいいます。原則として逸脱・中断の間及びその後の移動中の災害は通勤災害には該当しません。

ただし、逸脱又は中断が、日常生活上必要な行為であって総務省令に定めるものに該当する行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、逸脱又は中断の間に生じた災害を除き、通勤災害に該当します。また、経路上の店でタバコや雑誌等を購入する場合などのささいな行為は、逸脱・中断に当たりません。

区分	当該行為中	当該行為後
逸脱・中断に当たらない（ささいな行為）場合	通勤災害該当	通勤災害該当
逸脱又は中断に該当するが、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当する場合	通勤災害に該当しない	通勤災害該当 （経路に復した後）
逸脱又は中断に該当し、日常生活上必要な行為であって総務省令で定めるものに該当しない場合	通勤災害に該当しない	通勤災害に該当しない

※日常生活上必要な行為の事例

経路に復した後は通勤とする事例	経路に復したとしても通勤とはしない事例
<p>日用品の購入その他これに準ずる行為</p> <p>◆日用品の購入に該当する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パン、米、酒類等の飲食料品 ・家庭用薬品 ・石油等の家庭用燃料品 ・身廻り品 ・文房具、書籍等 ・電球、台所用品等 ・子供の玩具 <p>◆日用品の購入に準ずる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独身職員が通勤途中で食事をする場合 ・理髪店、美容院に行く場合 ・テレビ、冷蔵庫等の修理を依頼しに行く場合 ・税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ・市役所に住民登録、戸籍抄本等を取りに行く場合 	<p>◆テレビ、冷蔵庫、ピアノ、自動車、机、たんす等の耐久消費財を購入する行為</p> <p>◆スキー、ゴルフ等のスポーツ用品を購入する行為</p> <p>◆通勤途中で娯楽等のため、麻雀、ゴルフ練習、ボウリング、料亭等での飲食等をする場合</p> <p>◆観劇等のために回り道をする場合</p> <p>◆同僚の送別会に行く場合</p> <p>◆冠婚葬祭に行く場合</p>
<p>学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p>	<p>趣味又は娯楽のために教育訓練を受ける場合</p>
<p>病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の診療 ・ 人工透析を受けるため病院等に立ち寄る行為 ・ 接骨、あん摩、はり、きゅう等の施術を受けるために施術所に立ち寄る行為 ・ 家族の見舞い等のため、病院等に立ち寄る行為 	
選挙権の行使その他これに準ずる行為	
負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者、子、父母、配偶者の父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ◆単に様子を見に行く場合 ◆通常介護を行っている者に代わって、たまたま介護を行う場合

4 通勤の起点と終点

住居と勤務場所との間であることの判断基準となる通勤の起点と終点については、「門扉主義」の考え方がとられています。典型的な例は次のとおりです。

出発時の起点（住居）

一戸建ての場合	集合住宅の場合
門を出た地点が起点（敷地内は対象外）	自室ドアから共用の通路に出た地点が起点

出勤時の終点（勤務場所）

閉鎖型の敷地の場合	開放型の敷地の場合
門に入る地点が終点（に入った後は、公務災害の対象）	庁舎入口に入る地点が終点（に入った後は公務災害の対象）

5 公務災害として取扱う出退勤について

社会通念上、異常な時間帯に出退勤するなど、任命権者の支配拘束力の及ぶ状況下にあるものと解される出退勤途上の災害は、公務災害として取扱う場合があります。